



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） ..... 1
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） ..... 1
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間（水産課） ..... 2
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） ..... 2
- 公有水面埋立しゅん功認可（港湾課） ..... 2
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） ..... 3

### 公 告

- 個人情報保護制度の運用状況の公表（総務私学課） ..... 4
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 6
- 儀間ダム本体建設工事に係る一般競争入札の公告（土木企画課） ..... 6

### 公安委員会事項

- 警備員等を対象とする検定の実施 ..... 10

## 告 示

### 沖縄県告示第545号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成19年 8月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市平良字松原イリメゴシ936番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県宮古支庁農林水産整備課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成19年 8月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡八重瀬町字港川下港原379番（次の図に示す部分に限る）、379番6
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 漁港施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第547号**

沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第6条第2項（同規則第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、いるか突棒漁業の許可又は起業の認可の申請期間を平成19年9月1日から同月15日までと定めた。

平成19年8月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県告示第548号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年8月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 平成19年9月3日から平成21年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）

**沖縄県告示第549号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成19年8月31日

渡嘉敷港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成19年8月15日 沖縄県指令土第686号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
  - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
  - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域
  - (1) 位置
    - ア 第1区域 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷イシッピ原1835番、1845番に接する無地番地、1842番2、1842番3、1779番12、1779番2、1779番14、1779番13及び1779番7の地先公有水面
    - イ 第2区域 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷イシッピ原1779番7の地先公有水面
  - (2) 区域
    - ア 第1区域 次の①の地点から㉓の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と㉓の地点を結んだ線により囲まれた区域
      - ①の地点 三等三角点阿嘉真山（北緯26度12分39秒8986、東経127度21分48秒5302）から143度00分29秒1、271.90メートルの地点
      - ②の地点 ①の地点から169度37分03秒88.58メートルの地点
      - ③の地点 ②の地点から259度59分27秒3.05メートルの地点
      - ④の地点 ③の地点から169度37分02秒44.90メートルの地点
      - ⑤の地点 ④の地点から260度01分58秒22.07メートルの地点
      - ⑥の地点 ⑤の地点から349度18分54秒4.80メートルの地点
      - ⑦の地点 ⑥の地点から81度03分34秒0.65メートルの地点
      - ⑧の地点 ⑦の地点から349度32分06秒13.80メートルの地点
      - ⑨の地点 ⑧の地点から81度00分48秒0.85メートルの地点
      - ⑩の地点 ⑨の地点から349度55分00秒2.73メートルの地点
      - ⑪の地点 ⑩の地点から261度13分23秒0.85メートルの地点

⑫の地点	⑪の地点から349度37分00秒27.31メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から77度30分02秒0.85メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から349度48分49秒2.68メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から259度06分43秒0.85メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から349度36分51秒14.18メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から259度38分13秒30.65メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から349度36分26秒34.10メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から259度51分53秒100.00メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から169度37分28秒40.17メートルの地点
㉑の地点	㉑の地点から261度20分03秒0.65メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から169度38分10秒40.02メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から246度41分21秒0.13メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から169度39分33秒14.22メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から259度37分34秒77.51メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から290度06分57秒33.10メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から28度22分21秒54.35メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から28度22分21秒15.39メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から28度22分24秒16.09メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から61度56分24秒43.11メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から61度56分25秒27.17メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から64度55分45秒11.97メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から65度46分28秒41.12メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から34度49分11秒18.36メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から36度29分01秒17.95メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から116度49分27秒28.37メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から90度12分57秒20.17メートルの地点

イ 第2区域 次の㉛の地点から㉞の地点までを順次に結んだ線及び㉛の地点と㉞の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉛の地点	三等三角点阿嘉真山（北緯26度12分39秒8986、東経127度21分48秒5302）から155度36分53秒1,303.53メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から259度39分56秒10.94メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から178度15分04秒0.13メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から259度36分54秒43.25メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から347度13分28秒0.35メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から259度34分11秒3.31メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から169度21分37秒0.35メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から259度37分58秒13.38メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から349度46分48秒39.38メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から260度03分26秒0.51メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から349度48分57秒2.72メートルの地点

(3) 面積

第1区域	14,812.00平方メートル
第2区域	1,485.02平方メートル
合計	16,297.02平方メートル

- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成6年1月17日 沖縄県指令土第19号  
5 関係図書を閲覧することができる市町村名 渡嘉敷村

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宜野湾市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成19年8月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 宜野湾市字佐真下、字我如古、我如古一丁目及び真栄原三丁目の各一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成19年7月17日から同月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点の世界測地系への座標変換）

## 公 告

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第64条第2項の規定により、平成18年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成19年8月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 1 個人情報の開示請求等の受付状況

（単位：件）

区 分	行政情報センター	宮古行政情報コーナー	八重山行政情報コーナー	その他窓口（出先機関）	計
開 示 請 求	1,271	0	0	123	1,394
文書による開示請求	43	0	0	23	66
口頭による開示請求	1,228	0	0	100	1,328
訂 正 請 求	0	0	0	0	0
削 除 請 求	0	0	0	0	0
是 正 申 出	0	0	0	0	0
苦情申出（実施機関）	0	0	0	0	0
苦情相談（事業者）	0	0	0	0	0
異 議 申 立 て	1	0	0	0	1

注 1 本庁各担当課における「口頭による開示請求」は、行政情報センターに計上した。

2 異議申立て1件は、平成17年度開示請求に対する決定に係るものである。

### 2 実施機関別の開示請求等の受付状況

（単位：件）

実 施 機 関		文書による開示の請求	口頭による開示の請求	計
知事	知 事 公 室	0	0	0
	総 務 部	0	0	0
	企 画 部	0	0	0
	文 化 環 境 部	4	33	37
	福 祉 保 健 部	12	15	27
	農 林 水 産 部	0	5	5

観 光 商 工 部	0	1	1
土 木 建 築 部	4	0	4
出 納 事 務 局	0	0	0
小 計	20	54	74
教 育 委 員 会	10	61	71
公 安 委 員 会	0	0	0
警 察 本 部 長	14	0	14
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0
人 事 委 員 会	7	1,213	1,220
労 働 委 員 会	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 の 管 理 者	0	0	0
病 院 事 業 の 管 理 者	15	0	15
合 計	66	1,328	1,394

## 3 文書による開示請求の処理状況

(単位：件)

区 分	件 数	
決定	開 示	39
	部分開示	22
	不 開 示	2
不 存 在	5	
取 下 げ	1	
検 討 中	0	
合 計	69	

注 開示請求の受付件数と本表の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定（処理）が行われたためである。

## 4 異議申立ての処理状況

(単位：件)

異議申立て	処 理 済					計	諮問済	未処理
	認 容		棄 却	却 下	取下げ			
	全 部	部 分						

1	0	0	0	0	0	0	1	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---

注 異議申立て1件は、平成17年度開示請求に対する決定に係るものである。

#### 5 個人情報保護審査会の審議状況

(単位：件)

諮問済	答申済	審査中	未処理
2	0	2	0

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年10月17日まで縦覧に供する。

平成19年8月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成19年8月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ゆいまーる琉球の自治
- 3 代表者の氏名 松島泰勝
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字小禄345番地松島アパート301号室
- 5 定款に記載された目的 この法人は、琉球の島々に住む人々を中心とするアジア太平洋の人々に対して、交流・研究・地域経済自立・地域文化発展等に関する事業を行い、琉球の島々やアジア太平洋の人々が自治について自覚し、行動するという社会の利益に寄与することを目的とする。

沖縄県が発注する契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成19年8月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 儀間ダム本体建設工事（以下「本工事」という。）
- (2) 工事場所 沖縄県久米島町儀間地内
- (3) 工事概要 均一型フィルダム 堤高24.5メートル、堤頂長539メートル、堤体積436,000立方メートル  
主な工種は、転流工1式、本体基礎掘削工1式、盛立工1式、盛立材料採取工1式、洪水吐き工1式、濁水処理工1式、法面保護工その他雑工事1式
- (4) 工期 本契約（11(1)に定める本契約をいう。）の成立の日から48月
- (5) 主要資材及び機械  
ア 主要資材 土砂、砕石、生コンクリート及び鉄筋  
イ 機械 バックホウ、ブルドーザー、ダンプトラック及びタンピングローラー
- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられている工事である。
- (7) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- 2 入札参加資格要件 本工事に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、4により入札参加資格の確認を受けた特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
  - (1) 共同企業体の資格要件  
ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 構成員は、3者で構成するものとし、(2)ア及びイに掲げる資格要件を満たすもの1者と(2)ア及びウに掲げる資格要件を満たすもの2者の組み合わせとすること。ただし、各構成員は本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができないこと。

ウ 各構成員の出資比率の最小限度は、20パーセントとすること。

エ 構成員のいずれかが、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）の規定に基づく赤土流出防止対策工又はこれと同等の施工実績を有すること。

## (2) 構成員の資格要件

### ア すべての構成員の資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当する者でないこと。

(イ) 沖縄県における土木工事業に係る入札参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定の後に入札参加資格の再認定を受けていること。）。

(ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であつて、かつ、経営事項審査結果通知書（経営事項審査（法第27条の23第1項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）の結果に関する通知をいう。）が9(2)に定める入札期日において有効である者であること。

(エ) 4(2)に定める入札参加資格確認資料の提出期間の最終日から9(2)に定める入札期日までの間において、沖縄県の土木建築部工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(オ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(カ) 当該共同企業体以外のもので入札に参加しようとする者（構成員のすべての者）との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係にある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(キ) 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）第5条第1項の規定による平成19年度及び平成20年度に係る建設業者格付名簿に土木工事業が経常建設共同企業体として登録されている者又はその構成員でないこと。

### イ 代表構成員の資格要件

(ア) 代表構成員は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、当該共同企業体における出資比率がその他の構成員の出資比率を上回る者であること。

(イ) 直近の経営事項審査の土木工事業における総合評定値が1,200点以上の者であること。

(ウ) 技術士（建設部門）若しくは1級土木施工管理技士又は国土交通大臣特別認定者（土木工事業）の資格を有する者であつて、監理技術者及びダム工事総括管理技術者の資格を有する者（当該代表構成員と入札参加資格確認申請書提出日以前に3月以上の雇用関係にある者に限る。）を本工事に専任で配置することができる者（配置予定技術者が入札参加資格確認申請書提出日現在他の工事に従事している場合にあつては、契約締結時に本工事に専任で配置することができる者）であること。

(エ) 平成9年4月1日から平成19年9月26日までにおいて、提体高15メートル以上のフィルダム本体工事を元請けとして施工実績がある者であること（当該元請けの施工実績が共同企業体としてのものである場合にあつては、代表構成員として行ったものに限る。）。

### ウ その他の構成員の資格要件

(ア) 直近の経営事項審査の土木工事業における総合評定値が865点以上の者であること。

(イ) 技術士（建設部門）若しくは1級土木施工管理技士又は国土交通大臣特別認定者（土木工事業）の資格を有する者であつて、主任技術者又は監理技術者の資格を有する者（当該構成員と入札参加資格確認申請書提出日以前に3月以上の雇用関係にある者に限る。）を本工事に専任で配置できる者であること。

## 3 総合評価に関する事項

- (1) 入札の評価に関する基準 総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。詳細については、入札説明書による。
- ア フィルダム盛立について、企業の基礎技術力に係る施工計画、施工実績等及び配置予定技術者の能力を評価する。
  - イ 施工体制（品質確保のための体制及び施工体制の確保状況）を評価する。
- (2) 総合評価の方法
- ア 基礎点 入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、基礎点として、100点を与える。
  - イ 加算点 企業の基礎技術力に係る施工計画、施工実績、施工経験等の加算点については入札説明書による。
  - ウ 施工体制評価点 施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点及び施工体制確保の確実性15点）とする。
  - エ 価格及び技術資料等に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、ア、イ及びウにより得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
- (3) ヒアリングの実施（施工体制の審査） 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者で沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領第3条に規定する低入札調査基準価格（入札説明書を参照のこと。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として開札後速やかに、ヒアリングのための追加資料の提出を求め、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為を含む。）を実施する。ヒアリングの日時、場所、資料等は入札説明書による。
- (4) 落札者の決定方法 落札者の決定は、次のアからウまでの要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- ア 予定価格の制限の範囲内であること。
  - イ 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
  - ウ 提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。
- (5) 評価内容の担保 施工計画（工程表、施工上の課題に対する技術的所見及び材料の品質管理に係る技術的所見）に記載された内容については、契約書に記載するものとする。受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる措置を行う。
- #### 4 入札参加資格の確認等
- (1) 入札参加資格の確認 入札の参加を希望する共同企業体は、本工事に係る一般競争入札参加資格確認申請書その他の関係書類（以下「資格確認資料」という。）を(2)から(4)までに定めるところにより提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。当該資格の確認は、資格確認資料提出期間の最終日に行うこととし、提出期限までに資格確認資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (2) 資格確認資料の提出期間 平成19年9月3日（月曜日）から同月26日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までとする。
- (3) 資格確認資料の提出場所 沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所 〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1番地（南部合同庁舎6階） 電話番号098-869-8291
- (4) 資格確認資料の提出方法 持参して提出すること。
- (5) 競争入札参加資格の確認結果 競争入札参加資格確認結果通知書により申請者あて通知する。
- (6) 2(2)ア(イ)の資格を有していない者で入札参加を希望する者は、資格確認資料の提出とあわせて5(1)に掲げる場所に入札参加資格審査の申請を行うこと。この場合にあつては、入札日までに入札参加資格要件を満たすことを条件に入札参加資格確認審査を行うものとする。
- (7) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、平成19年10月15日（月曜日）までに、沖縄県土木建築部土木企画課建設業指導契約班に説明を

求めようとする事項及びその内容を記載した書面を持参し、提出して行わなければならない。理由は、説明を求められた日から起算して5日以内に書面で回答する。

5 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること 沖縄県土木建築部土木企画課建設業指導契約班 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁行政棟11階) 電話番号098-866-2384

(2) 工事に関すること 沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所建設班 〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1番地(南部合同庁舎6階) 電話番号098-869-8291

6 入札説明書の交付及び説明会

(1) 交付期間 平成19年9月3日(月曜日)から同月26日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 交付場所 財団法人沖縄県建設技術センター(技術部) 〒901-2202 沖縄県宜野湾市普天間一丁目2番16号 電話番号098-893-5324

(3) 交付方法 直接交付又は郵送によるものとし、電話連絡及びファックスによる請求は認めない。郵送による交付を希望する場合にあっては、140円切手を貼付した返信用角形2号封筒で、郵送のあて先を明記したものを必ず同封し、沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所建設班に平成19年9月20日(木曜日)までに必着するよう請求すること。交付に当たっては、申請書類等の様式を含めて電子媒体で同時配布し、実費を徴収する。

(4) 説明会の場所及び日時

ア 場所 南部合同庁舎5階会議室 〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1番地 電話番号098-869-8291

イ 日時 平成19年9月6日(木曜日) 午前10時から午前11時30分まで

ウ その他 入札説明書及び設計図書等を保持しているものは持参すること。

7 現場説明会 実施しない。

8 設計図書の閲覧及び購入 本工事に係る設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)は、次のとおり閲覧に供する。入札参加資格確認申請者は、設計図書等を購入することができる。

(1) 閲覧期間及び購入期間 平成19年9月3日(月曜日)から同月26日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 閲覧場所 沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所 〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1番地(南部合同庁舎6階) 電話番号098-869-8291

(3) 購入場所 財団法人沖縄県建設技術センター(技術部) 〒901-2202 沖縄県宜野湾市普天間一丁目2番16号 電話番号098-893-5324

9 入札の方法等

(1) 入札書の記載 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか又は免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び提出場所

ア 日時 平成19年10月30日(火曜日) 午前10時(入札日時は、変更する場合がある。)

イ 場所 沖縄県土木建築部第1会議室(県庁行政棟11階) 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

(3) 提出方法 提出場所に直接持参し、又は郵送すること。ただし、郵送による入札は、平成19年10月26日(金曜日)午後4時30分までに必着するよう配達証明付きの書留郵便とすること。

(4) その他

ア 入札の際に4(5)の競争入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

イ 郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、中封筒に工事名及び入札日時を記載し、入札書を封入すること。4(5)の競争入札参加資格確認結果通知書の写し及び10に定める工事費内訳書を同封すること。

10 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際しては、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書を提出しない場合にあっては、入札に参加することができないこととする。

(2) 工事費内訳書の様式は自由である。ただし、記載内容は、数量、単価及び金額等を明らかにすること。

#### 11 その他

(1) 契約締結時期 落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出しなければならない。本工事に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て落札者に通知したときに本契約となる。

(2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(3) 入札保証金 入札説明書による。

(4) 契約保証金 入札説明書による。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び資格確認資料等に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。また、入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、沖縄県において指名停止措置を受け、開札時において指名停止期間中である者の行った入札は、無効とする。

(6) 最低制限価格の有無 設定しない。

(7) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札者で、3(4)に定める方法に従い、評価値の最も高いものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、3(4)に定める方法に従い、評価値の最も高いものを落札者とすることがある。

(8) 関連情報を入手するための窓口 沖縄県土木建築部土木企画課建設業指導契約班 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁行政棟11階） 電話番号098-866-2384

(9) その他 沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領による。

#### 12 Summary

(1) Contract Details : Construction Work On The Gima Dam Of The Gima River

(2) Deadline For The Submission Of Application Forms And The Required Relrvant Documents :  
4:30 P.M September 26th, 2007

(3) Deadline For The Submission Of Tenders : 10:00 A.M October 30th, 2007 (Tenders Submitted  
By Mail 4:30 P.M October 26th, 2007)

(4) Contact Point For Tender Documentation : Okinawa Dam Construction Office, 6rd Floor,  
Okinawa Prefectural Goverment Southern Region Branch Office Building, 1 Asahimachi, Naha  
City, Okinawa, 900-0029, Japan. Tel : 098-869-8291

(5) Language for making inquiries : Japanese

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第116号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成19年8月31日

沖縄県公安委員会

#### 1 検定の種別、級、実施期日及び場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
施設警備業務	一級	10人	平成19年12月8日（土曜日） 午前9時から午後6時まで	沖縄県那覇市西3丁目11番14号 沖縄県警察安全運転学校
	二級	20人		

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 3 試験科目
- (1) 一級の検定に係る科目
- ア 学科試験科目
- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験科目
- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 二級の検定に係る科目
- ア 学科試験科目
- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験科目
- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 4 受検資格
- (1) 一級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
- ア 検定を受けようとする警備業務の種別について二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 二級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員
- 5 受検申請手続
- (1) 受付期間 一級及び二級の検定の受付期間及び受付時間は、平成19年9月18日（火曜日）から同月28日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 申請に必要な書類
- ア 検定申請書 1通
- イ 添付書類
- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者 その者の住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が沖縄県内に所在する営業所に属することを疎明する書面
- (イ) 沖縄県外に居住する者 その者が沖縄県内に所在する営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）2葉
- (エ) 一級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
- (3) 提出先
- ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住居地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参のうえ、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

#### 6 その他

(1) 検定の当日は、午前8時30分から午前8時50分までに沖縄県警察安全運転学校2階の受付で、検定手続を終えること。

(2) 検定当日には、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3054)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円